

○湖北水道企業団水道使用水量の認定及び減免基準

平成21年 4 月16日内規第48号

(趣旨)

第1条 この基準は、湖北水道企業団水道事業給水条例（平成9年条例第3号。以下「条例」という。）第28条及び第35条の規定に基づき、使用水量の認定及び減免について必要な事項を定めるものとする。

(認定の適用基準)

第2条 湖北水道企業団企業長（以下「企業長」という。）は、善良な水道使用者の管理のもとに次条のような異常が生じた場合、その使用水量を認定する。

(認定の範囲)

第3条 使用水量の認定は、次の各号のいずれかに該当した場合に行うものとする。

- (1) 震災等の不可抗力的な要因で、計量された水量に異常があると認められたとき。
- (2) メータ取替による漏水で、水道使用者の責めと認められないとき。
- (3) メータ故障（損傷、過進行、不進行、逆取付等）により、使用水量を正確に計量できなかったとき。
- (4) 水撃作用及び空気混入により、メータの異常回転が認められたとき。
- (5) 使用者が恒常的に不在のため検針できないとき。
- (6) メータが土砂、汚水等で埋没し、検針できないとき。
- (7) 猛犬、工事その他の理由により著しい危険が予見され、検針できないとき。
- (8) 給水管、配水管工事等で、予期せぬ事故により濁水が発生し、水道使用者に放水の協力を得たとき。
- (9) 地下漏水及び地下漏水に準ずる漏水が認められるとき。
- (10) その他企業長が必要と認めるとき。

(認定の方法)

第4条 前条の認定範囲を満たしたものは、次の方法により使用水量の認定を受けることができる。

- (1) 前条第1号から第8号までに該当するときは、前3ヵ月の平均使用水量又はその他の事情を考慮した使用水量を認定する。
- (2) 前条第9号に該当するときは、使用水量を1月のみ認定し、次表の各認定水量の合計水量とする。

	認定水量
月平均使用水量	前3ヵ月の平均使用水量又はその他の事情を考慮した使用水量

漏水推定量	月平均使用水量を超え300m ³ までの水量	2分の1
	301m ³ から500m ³ までの水量	3分の1
	501m ³ 以上の水量	4分の1

※各認定水量の1m³未満の端数は、切り捨てるものとする。

- 2 前号に該当する水道使用者は、水道料金の減免申請書(様式第1号)を企業長に提出しなければならない。
(料金の免除又は軽減)

第5条 条例第35条の規定により、料金を免除又は軽減する場合は次による。

- (1) 第3条第1号から第8号までに該当する場合は、使用水量を超える水量に相当する料金を免除する。
- (2) 第3条第9号に該当する場合は、第4条第1項第2号の認定方法により算出した使用水量で料金を計算した金額に軽減する。

(認定対象外)

第6条 使用者又は所有者(以下「使用者等」という。)が給水装置の善良な管理を怠った場合又は次の各号に該当する場合は認定対象としない。

- (1) 使用者等が漏水の事実を知らず修繕工事を怠ったとき。
- (2) 使用者等が施設の改良又は修繕工事の指示に従わなかったとき。
- (3) 無届工事による給水装置部分にかかる漏水のとき。
- (4) 蛇口、トイレ等漏水の事実が容易に確認できるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、原因が明らかに使用者等の責任と認められるとき。
- (6) 認定の申請が修理施工日より3ヵ月を超えるもの

(集合住宅の取扱い)

第7条 個別検針、個別料金徴収を行っている集合住宅の取扱いは、この基準を準用する。

(貯水槽以下の取扱い)

第8条 貯水槽以下の認定は行わない。ただし、企業団の貯水槽水道設置基準に沿って施工された給水設備からの漏水で第3条第9号に該当し、企業長が必要と認めたときは、この基準を準用することができる。

(雑則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年5月1日から施行する。

(水道料金の減免に関する事務取り扱いの廃止)

- 2 水道料金の減免に関する事務取り扱い（平成9年12月9日）は、平成21年4月30日を以って廃止する。